

「奨学資金貸付申請書」記入上の注意

これから記入していただく申請書は、選考上の重要な資料となるものですから、事実をありのままに記入してください。事実と異なることを書いたとき、または指示されたことを書いていないときは、選考から除外されることがあります。

なお、筆記具は黒インクのボールペンを使用し、太枠内を全て記入してください。

1. 「在学学校」について

在学学校名は、現在在学している学校名を記入してください。

2. 「連帯保証人」について

連帯保証人は、2名必要です。1名は親権者、もう1名は親権者以外の方で一定の職業を持ち独立の生計を営んでおり、貸付けの日の6カ月前から引き続き都内又は隣接県内在住で、貸付終了時に満65歳以下でいることが要件です（親権者以外の方は、年齢のわかるもの（健康保険証、免許証等）のコピーを添付してください）。また、親権者以外の方は、他の奨学生の連帯保証人となっている場合は重複して保証人にはなりません。

貸付決定後、連帯保証人に対して連帯保証意思の確認を行います。

連帯保証人は、貸付金の返済において、奨学生に滞納が発生した場合は、返済の義務を負うことになります。

3. 「奨学資金の申請理由」について

貸付審査をするうえで重要な資料となります。特に詳しく記入してください。

4. 「家族状況」について

同居している家族全員を記入し、収入のある方の年収は全て記入してください。また父母が死亡・離婚等の場合、同居の家族に障害者がいる場合等は、選考時の参考としますのでその旨と年月を「勤務先名称」の欄に記入してください。就学者がいる場合は再度「就学者」欄に詳しく記入してください。

5. 「総収入」について

令和5年度住民税課税証明書中、収入額（税込み）を家族全員分全て記入してください。また、無職や失業中の場合、令和4年中無収入で最近就職した場合は給与明細等を添付し、生活費の元となっている収入の出所・金額を明白に記入してください。生活保護世帯は、生保受給中とし、生活保護受給証明書（家族全員の氏名の記載のあるもの）を添付してください。この場合、令和5年度住民税非課税証明書を提出する必要はありません。

※ 不採用の場合でも、申請書類は返却いたしません。

※ 申請に必要な住民税課税（非課税）証明書は、収入のある家族全員分の証明書を提出してください（令和5年1月1日時点で住民票のあった、区市町村役場にて取得）。

※ 北区の住民税課税（非課税）証明書の取得手続きは、以下をご参照ください。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/zeimu/kurashi/zekin/shome/shurui/index.html>

北区役所 区民部税務課税務係 電話：03-3908-1114

【北区奨学資金のお問合せ先】

北区教育委員会事務局 教育振興部教育政策課 奨学資金担当（電話：03-3908-9279）